

# 日本年金機構からのお知らせ

## 「年金確保支援法」が公布されました

国民の高齢期における所得の確保を支援するための「年金確保支援法」が8月10日に公布されました。

年金確保支援法の「納付期間の延長（後納納付制度）」についてお知らせします。

## 「後納納付制度」について

国民年金保険料が納付できる期間は2年以内となっているところですが、年金確保支援法（法附則第2条）により、施行日から3年間に限り、申出により納付できる期間が2年から10年に延長されます（後納納付制度）。

これは、将来の無年金、低年金の発生を防止し、国民の皆様の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、平成24年秋（予定）から3年間に限り、国民年金保険料の納付可能期間を10年に延長するものです。

なお、「後納納付制度」の施行

日は、対象者へのお知らせの準備が整う平成24年10月までの間で政令の定める日とされており、開始時期など詳細が決まりましたら改めてお知らせします。

## よくある質問（Q&A）

**Q1** 10年前の保険料が払えるって聞きましたが…。  
**A** 国民年金に加入していた期間で納付済・免除期間を除く2年を経過した期間について、10年間以内の期間の納付ができることになりました。

10年間支払える期間とは、平成24年10月から開始された場合、平成14年10月分以降の期間となります。

また、後納納付制度は、古い期間から順番に納付していただきます。

**Q2** これからずっと10年前の分から納付できるの？

**A** 後納納付制度は、法律が施行（開始）されてから、3年間に限り実施されますので、その間に「お申し込み」から「お支払い」までを行っていただくこととなります。

詳しくは、決まり次第お知らせします。

**Q3** 当時の保険料額のまま支払えるの？

**A** お申し込みいただいた年度から起算して3年度目以降お支払いいただく場合、当時の金額に「加算額」を加えた保険料額となります。

また、付加保険料はご利用になれません。

（例）平成24年度にお申し込みの場合、平成21年度分以前の保険料に加算が付きまます。

**Q4** 今受け取っている年金が増やせるって本当？

**A** 後納納付制度は、65歳未満

## 税金書からのお知らせ

### 東日本大震災で被害を受けた方へ

この震災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、震災特例法の施行により、平成22年分（23年分）の所得税の全部または一部を軽減することができます。

そこで、所得税（雑損控除）について、22年分の軽減などを受けられる場合の手続きや23年分の申告に必要な事項などのご相談をお受けするため、次のとおり個別相談会を開催しますのでご利用ください。

なお、混雑した場合には、お

で年金をお受取りになつていない方が対象※になりますので、すでに年金をお受取りになつていない方（繰上請求含む）はご利用いただけません。

※65歳以上で年金受給権のない方は一部対象になります。

※特別支給の老齢厚生年金を受給されている方は対象になります。

## 日本年金機構と称した詐欺にご注意ください！

後納納付制度は年金確保支援法により新たに設けられた制度です。新たな事業が開始される際は、

待ちいただく場合があります。

### 【開催日時】

12月5日（月）、6日（火） 午前10時～午後4時（受付は午後3時まで）

### 【開催場所】

つくばみらい市役所伊奈庁舎

### 【相談に必要な書類】

- 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの
- 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの
- 被害を受けたことにより受ける保険金などの金額が分かるもの
- 市町村から「り災証明書」の

そのことを口実とした詐欺などが増えることが予想されますのでご注意ください。

※なお、2年以内に未納のある方には、日本年金機構が業務委託している市場化テスト受託事業者から納付のご案内を行っています。（受託事業者名は日本年金機構ホームページ<http://nenkin.go.jp>「収納業務の民間委託」のコーナーをご覧ください）

**問** 土浦年金事務所（土浦市下高津2-7-29） ☎029-824-7121

交付を受けている場合には、その証明書の写し

■還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名および口座番号の分かるもの

■平成22年分（または23年分）の所得金額や所得控除額の分かるもの（源泉徴収票や保険料控除証明書など）

なお、平成22年分について所得税の軽減措置を受けられる方で、既に平成22年分所得税の確定申告書を提出されている方は、その控え

※上記の書類がない場合には、職員にご相談ください。

**問** 土浦税務署個人課税部門（土浦市城北町4-15） ☎029-8222-1100